保育業務従事(予定)証明書

<u> 在完備化法人 </u>	社会福祉法人	滋賀県社会福祉協議会会長	様
--	--------	--------------	---

【申請者】							[四僧		午	,	月
ふりが	な									資付:	番号	
氏	名						(FII)					
住	所	〒	_			Tel		()		
以下の保育剤							:届け	出ます。				
 【従事先記 <i>】</i> 上記の者の勤	\]		 「のとおり		、 保育所 ることを証		 o					
法	人名	, I										
—————————————————————————————————————	施設名称	;										
従事が	拖設所在均	也	Ŧ	_			Tel		()	
	事業所和 認してくださ		ア	イ-1	イ-2	ウ	工	オ	カ	キ	ク	ケ
職	種	The state of the s	保	育士	1	呆育教諭		()
雇用	開始日				西暦		年	F	1	日		
雇用	終了日				定めあり (あり・な							まで 回まで
勤務開始 雇 厍	ì(復職)時 引 形 態			員以外	□嘱託員)勤務時間	□臨問		□契約 時間	的職員	□派ⅰ	豊 □	パート
産休・育休復 帰による該当 - 者のみ記入	本申込り 出産休暇 業期	• 育児休	西暦		年	月	∃ ~	西暦		年	月	E
	上記出産(児休業か 職)	木暇・育 らの復		₫	5暦	年		月	E	復軍	哉	
西暦	年	月	E									
		<u>抗</u>	施設・法人	名称								
		<u>1</u>	弋表者職名	およて	バ氏名							印
											(公月]・事業月
				<i>II</i>	なのげ カ							

~申込者が勤務する保育所等・事業所向け~ 勤務証明における注意事項

この勤務開始・従事状況届出書は、滋賀県社会福祉協議会 保育料の一部・就職準備金貸付申請における必要書類となっています。作成を依頼された保育所等のご担当者様におかれましては、下記にご注意いただき 勤務・従事の証明をお願いいたします。

- ○「従事施設名称」「従事施設所在地」には、<u>実際に勤務する保育所等</u>についてお書きください。 本資金の貸付は、滋賀県内の保育所等に勤務する方が対象です。
- ○「従事施設・事業所種別」は下表から該当するものを選び、その記号に○をつけてください。下表に 記載のない保育所等での勤務は本事業の対象ではありません。
- ○下記記載のイ-1・イ-2の「幼稚園」において、幼稚園教諭として勤務された場合は、本事業の対象ではありません。(保育士として勤務された場合は対象です)

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所

- イ-1 学校教育法 (昭和22 年法律第26 号) 第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間 の終了後等に行う教育活動 (預かり保育) を常時実施している施設
- イー2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち、ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年 法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条 の15第1項の規定により市町村が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受け たもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の 12第1項の規定による届出を行ったもの
- キ 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島 その他の地域において特例保育を実施する施設
- ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規 定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可ま たは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のう ち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
- ケ 企業主導型保育事業
- ○「雇用形態」は、該当するものに**②**をご記入ください。また、「正規職員以外」の場合、休憩時間を 含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間をお書きください。
- ○提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者に問い合わせさせていただくことを あらかじめご了承ください。
- ○記載にあたって不明な点があれば、滋賀県社会福祉協議会までお問い合わせください。

(電話:077-567-3958)